

# “災害時要援護者支援台帳”ただいま更新中です!

町では、現在災害時要援護者支援台帳の見直しを行っております。

すでに登録されている方……………

◎郵送されました前回の申請内容を確認し、追加するもの、削除するものなど、加筆をお願いいたします。

また訂正等ない場合は、そのままご提出いただけますが、訂正のある場合もな  
い場合も、申請用紙の下の段にあります  
項目に、チェック☑してください。さら  
に、同意年月日、氏名の記入や押印も  
お願いいたします。

◎回収に関しては、地域の民生児童委員さ  
んに個別に訪問いただきますが、役場福  
祉係に提出いただいても結構です。

**新規に登録を希望される方……………**

◎自力で避難することが困難な方で、個人  
情報の提供に同意される方は、専用の台  
帳用紙を配布いたしますので、役場福祉  
係や地域の民生児童委員さんに連絡をお  
願いたします。

**「災害時要援護者支援台帳」とは…**

災害時等に、自力で避難することが困難  
な方（高齢者や障がいがある方等）の住  
所や連絡先などの個人情報、自治会や  
民生児童委員に提供することに同意され  
た方々の台帳

## 福祉医療（医療費助成）制度について

福祉医療制度は、医療機関や薬局等の窓口で支払った医療費等のうち、保険適用になった自己負担分の一部について町が助成する制度です。

次の表に該当する方は、資格が取得できる場合があります。資格認定を受けておらず該当すると思われる場合は、福祉係の窓口でご相談ください。

区 分	対 象 者	所 得 制 限	
		本 人	扶養義務者等
乳 幼 児	出生から就学前	な	し
児 童	小学生から高校生	な	し
障害のある方	身障手帳1級・2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠
	身障手帳3級	所得税非課税者	
	療育手帳A1・A2・B1	特別障害者手当準拠	
	65歳以上 国民年金法施行令別表該当		
精神保健福祉手帳			
母子・父子家庭の親と子、父母のいない児童		児童扶養手当準拠	

### ■ 福祉医療費給付金の対象範囲

医療機関等の窓口では通常どおり自己負担分のお支払いをいただきますが、後日口座振込みで医療費等の一部が町から給付金として支払われます。ただし、給付金は受給者負担金と高額療養費、附加給付金を除いた額となります。

県内受診の場合…受診の際、「福祉医療費受給者証」を提示してください。町への申請手続は必要ありません。

県外受診の場合…保険点数が明記された領収書をお持ちになり福祉係の窓口で申請をしてください。

※その他、医師の指示によりコルセットなどの治療用装具を作ったとき、はり・きゅう・マッサージの施術を受けたときは役場窓口で申請が必要です。申請手続に必要な書類等はお問い合わせください。

### 現在、受給者証をお持ちの方へ（福祉医療費受給者証の更新について）

受給者証の有効期間は、基本的に1年であり、毎年8月1日に更新されます。

資格判定を行い、引き続き受給資格対象となる方には7月中に新しい受給者証をお送りします。（※「乳幼児・児童」は除きます。）